

民事再生手続について

1 民事再生手続とは

民事再生手続とは、経済的に行き詰まった会社（債務者）が、裁判所や監督委員の監督のもと、債権者各位を含む多くの関係者との利害を調整しながら、事業の再生に取り組む法的手続です。手続の根拠法は民事再生法になります。事実上の倒産などと報道されることもありますが、会社はこれまでどおり営業を続けることができます。その点で、事業を停止し会社を清算してしまう破産手続とは異なります。

2 民事再生手続の流れ

民事再生手続の流れは、以下のとおりです。以下、その概略を説明いたします。

手 続	申立日からの日数
再生手続開始の申立て	0日
保全命令・監督命令	0日
再生手続開始決定	2週間
債権届出期限	7週間
債権調査期間	11週間～12週間
再生計画案の提出期限	3ヶ月
債権者集会・再生計画認可決定	5ヶ月

（注）上記は、東京地方裁判所における民事再生手続の標準的なスケジュールの流れを参考にしたものであり、手続の進行状況に応じて変動する可能性があります。

(1) 保全命令・監督命令

裁判所は、民事再生手続開始の申立てと同時に（通常は）会社からの申立に基づき、弁済禁止の「保全処分」を発令します。これにより、会社は、申立日前日（平成 19年 10月 2日）以前の原因に基づいて生じた債務について、原則としてお支払いすることができなくなります。

また、裁判所は、「監督命令」を発令し、会社の民事再生手続を監督する後見的な機関として「監督委員」を選任します。監督委員は、会社の業務や財産の状況を調査し、裁判所が指定する日常外の行為への同意権限を通じて、会社が進める民事再生手続を監督します。

(2) 再生手続開始決定

再生手続開始の申立て後、裁判所は、監督委員の意見を聞いた上、再生手続開始決定を行います。再生手続開始決定とは、正式に民事再生手続を始めることの決定であり、この決定後、会社再生のための様々な手続きが開始されます。

(3) 財産評価、債権調査、再生計画

再生手続開始決定後、会社は会社の資産の価値を改めて評価し直し（財産評

定)、また会社の負債の全体像を明らかにします(債権調査)。その上で、会社は、弁済禁止により棚上げとなっている再生債権者への弁済計画を主な内容とする再生計画案を作成し、裁判所に提出いたします。再生計画案の内容については、監督委員から意見が付されます。

なお、会員の皆様には再生手続開始決定後、裁判所から開始決定の通知書とともに債権届出書及び記載要領が送付されますので、所定の事項を記載の上、お届け出ください。裁判所から上記書類の送付がない場合は、本説明会の案内に記載の問い合わせ先までご連絡下さい。

(4) 債権者集会・認可決定

その後、裁判所は、債権者集会の日時を決定し、債権者集会の開催の通知とともに、再生計画案、監督委員の意見書及び議決票を再生債権者宛に発送します。

そして、債権者集会において再生計画案が再生債権者の法定多数の同意を得て可決され、裁判所の認可を得た場合には、当該再生計画にしたがって再生債権の弁済をしていくこととなります。